

5・3 国際海上コンテナの陸上輸送問題

5・3・1 国際海上コンテナの陸上輸送の安全対策

国際海上コンテナの陸上運送における安全確保を図るため、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」および「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」が策定され、平成 25(2013)年 8 月から運用開始されている。

平成 26(2014)年 5 月および平成 27(2015)年 3 月に国土交通省自動車局等主催の「国際海上コンテナの陸上運送に係る安全対策会議」が開催され、最近のコンテナ横転事故等の発生状況等について報告が行われるとともに、同ガイドラインおよびマニュアルを踏まえた事故軽減に向けての関係者の活動などについての報告が行われた。

同ガイドラインおよびマニュアルには、国際海上コンテナの陸上運送の安全確保のために関係者が実施すべき主な取組として以下が記されている。

- (1) コンテナトレーラーの安全運転
 - ・安全な速度、適切な運転操作での安全運転
 - ・緊締ロックの徹底 等
- (2) コンテナ情報の伝達
 - ・重量、品目、梱包等の情報伝達
 - ・危険物等に関する情報伝達
- (3) 不適切コンテナの発見及び是正のための措置
 - ・入港前までの書面による事前確認
 - ・入港後の現場における不適切コンテナの発見及び是正
- (4) コンテナへの貨物の積付け
 - ・輸入コンテナの発荷主への適切な積付けの依頼
 - ・輸出コンテナの適切な積付け

当協会は、船社に金銭面および業務面で負担がかからないよう、また、ターミナル業務に支障をきたさないよう注視するとともに意見反映に努めた。